

京都市水道事業条例施行規程等の一部を改正する規程を公布する。

令和3年12月28日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 吉川 雅則

京都市上下水道局管理規程第3号

京都市水道事業条例施行規程等の一部を改正する規程

(京都市水道事業条例施行規程の一部改正)

第1条 京都市水道事業条例施行規程の一部を次のように改正する。

第8条第1項第2号中「地方自治法第231条の2第6項に規定する指定代理納付者」
を「地方自治法第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者」に改める。

(京都市水道事業条例施行規程の一部を改正する規程の一部改正)

第2条 京都市水道事業条例施行規程の一部を改正する規程（平成31年3月29日上下
水道局管理規程第14号）の一部を次のように改正する。

附則第1項中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改める。

附則第2項中「平成31年11月1日」を「令和元年11月1日」に改める。

附 則

この規程は、令和4年1月4日から施行する。

(上下水道局総務部お客さまサービス推進室)